

社会福祉協議会が
おこなっている貸付のしおり

生活福祉資金

をご存知ですか？



社会福祉
法 人

三重県社会福祉協議会

このパンフレットの内容は平成27年4月制度改定後のものです。



生活福祉資金とは？

生活福祉資金とは、比較的所得が少ない世帯（「低所得世帯」という）・高齢者世帯・障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図るものとしています。



制度の特長・基本事項

◆民生委員、社会福祉協議会、自立相談支援機関等が援助活動を行います。

世帯の生活の安定を図ることを目的に、ご相談からお申し込み、ご返済に至るまで関係機関が継続して援助活動を行っています。

◆他制度が優先です

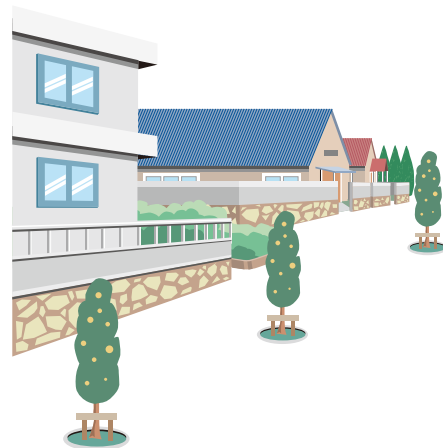
この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、お申し込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

◆所得基準を設けています

この資金では対象世帯ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸付対象にならないことがあります。

◆返済義務をともなう貸付制度です

この資金は貸付制度であり、ご返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけでなく借受人、連帯借受人および連帯保証人の返済能力も含めて審査を行います。申請内容によっては貸付に至らない場合もあります。



貸付制度を利用できる世帯

対象世帯	内 容	所得基準
低所得世帯	貸付と必要な援助指導を受けることにより独立自活ができると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯	世帯の所得が生活保護基準の2倍以下
高齢者世帯	日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯	
障がい者世帯	障がい者の属する世帯	世帯の所得が生活保護基準の3倍以下

※一部の資金については生活保護世帯も対象となります。市町社会福祉協議会でご確認ください。



借受人、連帯借受人、連帯保証人について

◆借受人（借入申込者）

概ね65歳未満の方（緊急小口資金、不動産担保型生活資金を除く）とし、原則世帯主を借受人とします。なお、借受人が未成年の場合は法定代理人（親等）の同意が必要です。また65歳以上の高齢者の場合は、連帯借受人を立てていただくことで借受人になることを認める場合があります。

◆連帯保証人

お申し込みの際、連帯保証人が1人必要です（教育支援資金、緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く）。不動産担保型生活資金以外の連帯保証人は、借受人と別世帯に属し、原則として県内在住で、借受人世帯の生活の安定に熱意を有し、年間を通して所得税が課税されている方となります。なお、どうしても連帯保証人が確保できない場合でも、借入申請が認められることがあります。不動産担保型生活資金の連帯保証人は推定相続人の中の1名となります。

◆連帯借受人

教育支援資金や技能習得費では実際に就学する又は技能を習得する方が連帯借受人となる必要があります。また、高齢者世帯への貸付には、連帯借受人（2親等以内の親族）が必要です。



資 金 種 別		貸 付 条 件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金	生活支援費	【月額】 単 身：15万円以内 その他：20万円以内	最終貸付日から 6ヶ月以内	10年以内	無利子 連帯保証人を 確保できなけ れば年1.5%	原則必要 ただし、連帯保 証人なしでも 申請可
	住宅入居費	40万円以内				
	一時生活再建費	60万円以内				
福祉資金	療養費	170万円以内 ※1	最終貸付日から 6ヶ月以内	5年以内	無利子 連帯保証人を 確保できなけ れば年1.5%	原則必要 ただし、連帯保 証人なしでも 申請可
	介護等費					
	福祉費	50万円以内	貸付日から 6ヶ月以内	3年以内		
	福祉費(住宅)	250万円以内		7年以内		
	福祉用具購入費	170万円以内		8年以内		
	障がい者 自動車購入費	250万円以内		8年以内		
	災害援護資金※2	150万円以内		7年以内		
	生業費	460万円以内		10年以内		
	技能習得費	130万円以内 ※3	修了後 6ヶ月以内	8年以内		
	緊急小口資金	10万円以内	貸付日から 2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	【月額】※4 高校：3.5万円以内 高専：6.0万円以内 短大：6.0万円以内 大学：6.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	10年以内	無利子	不要 世帯状況によっ て必要な場合が あります
	就学支度費	共通50万円以内				
不動産担保型 生活資金	不動産担保型 生活資金(一般世帯向け)	【月額】 30万円以内	契約修了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%又は 長期プライ ムレートの いずれか 低い利率	要 推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	【月額】生活扶助額の 1.5倍以内				不要

【補足説明】

- ※1 療養期間又は介護サービス利用経費を支払うことが困難と認められる期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは230万円以内となります。
- ※2 災害援護資金は被害の大きさの程度に応じて福祉費(住宅)との重複貸付が可能です。この場合の限度額は併せて350万円です。
- ※3 6ヶ月修了の場合。修了時期に応じて1ヶ月単位で最長3年間(限度額15万円/月)までの貸付が可能です。
- ※4 高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含みます。



貸付条件

- 申請時に離職後2年以内で、6ヶ月以上連続就労していた職場を離職したことによる、就職活動期間内の生活費等が必要になった方(原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の支援を受けていること)
- ハローワークにおいて求職活動されている方。
- 現に住まいを有しているまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる方。
- 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、65歳までに償還が完了すると見込める方。

対象外

- ×雇用保険(失業等給付)、職業訓練受講給付金、年金等公的給付の受給資格を有する方
- ×他の債務の返済に充てる費用

生活支援費

貸付限度額／単身世帯：月額15万円以内、その他世帯：月額20万円以内

◎生活再建までの間に必要な生活費

(貸付期間は原則3ヶ月。住居確保給付金の支給期間を踏まえ、支援機関作成の支援プランに基づいて延長の申請が可能)

住宅入居費

貸付限度額／40万円以内

◎住居確保給付金を利用する対象となる住宅に入居するための経費

一時生活再建費

貸付限度額／60万円以内

◎生活を再建するために一時的かつ日常生活費で賄うことが困難である経費

対象経費

- 住居確保給付金を利用する方で、生活に最低限必要と認められる家具や電化製品を購入する費用(テレビAV機器は対象外)
- 当該物件に継続して居住する場合の家賃、公共料金の滞納分追納費用(税金納付、年金保険料は除く)
- 債務整理を行う場合にかかる費用
特に家計相談支援機関及び専門機関との連携を図り、自己破産によらない方法(任意整理、特定調停)で債務整理を行う場合であって償還が見込める場合

対象外

- ×裁判所への預納金

障がい者自動車購入費

貸付限度額／250万円以内

◎障がい者自らが運転する場合または障がい者と生計を同一にする方が専ら当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入する経費

対象経費

- 自動車購入費、車検、修理、障害に応じた改造費用、消費税、自動車損害賠償責任保険料、その他必要な装備

対象車

- 排気量2000CC以下
- 国産車に限る
- 貸付限度額は、福祉車輛を想定しており、必要以上に高価でない車輛とすること

買い替えの条件

- 現在使用中の自動車の使用期間が新車購入後5年以上経過しているまたは走行距離が5万キロを超えていること
ただし、その車が何らかの理由(事故等)で使用不能になった場合はこの限りではありません。

対象外

- ×日常生活上必ずしも必要としない装備・付属品(カーナビ、エアロパーツ、大径タイヤ等)
- ×任意保険料
- ×世帯に3台目以上の車

福祉費

貸付限度額／50万円以内

対象経費

- 【結婚費】結婚に際し家具什器等を購入する経費
- 【出産費】出産に際し必要な経費
- 【葬祭費】葬祭に際し必要な経費(飲食費、返礼代は対象外)
- 【小規模住宅改修費】高齢者または障がい者の日常生活の便宜上、小規模な住居等の改修、設備に関する費用
- 【住居設備費】住居の水道、下水排水路等の整備、電気設備、暖房設備等を設ける費用
- 【転宅費】転宅にかかる運送費、転居先の敷金、礼金、権利金、前家賃の費用(退去にかかる費用は対象外)
- 【支度費】就職または、技能を習得するために必要な支度をするための費用(被服・履物等の購入費用、部屋を借りるための敷金、通勤定期代等)

療養費・介護等費 貸付限度額／1年以内の場合：170万円以内 1年半以内の場合：230万円以内

- ◎【療養費】 負傷または疾病の療養に必要な経費および当該療養期間中の生計を維持するために必要な経費
 ◎【介護等費】 介護保険法の対象となる介護サービス、または障害者自立支援法の対象となる障がい福祉サービス等を受けるために必要な経費および当該サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費

対象経費

【療養費】

- 健康保険等による医療費の自己負担額、その他療養に必要な経費（移送経費、入院諸雑費、オムツ代、クリーニング代等）
- 療養期間中の生活を維持するための経費

【介護等費】

- 介護保険法による介護給付の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費、または障害者自立支援法の対象となる障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具を購入もしくは修理するために必要な経費
- 当該介護サービスまたは障がい福祉サービス等受給期間中の生計を維持するための経費

貸付条件

【療養費】

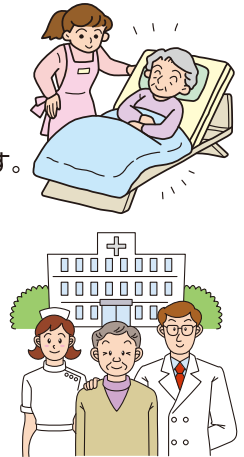
- 療養することにより就業が見込め、世帯の自立に繋がること。
- 療養に要する期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6ヶ月までの範囲とします。
- 療養期間は、「診断書」に基づいて決定します。
- 医療費部分については「高額医療費貸付制度」の利用が優先となります。

【介護等費】

- サービスの利用に要する期間は原則1年以内とし、特に必要と認められる場合は1年6ヶ月までの範囲とします。

対象外

- ×滞納になっている医療費・介護費
- ×過去の生活費（貸付対象になるのは今後発生する生活費）
- ×借入期間内に加療しても自立が見込めない疾病に係る費用



生業費 貸付限度額／460万円以内

◎生業を営むのに必要な経費（新規開業・事業継続のための経費）

対象経費

- 事業を営むために設備、機械、器具等を新しく購入したり、店舗、作業場等を整備、補修、改良、改修、拡充等したりする費用
- 事業を始めたり、拡張したりするための店舗、設備、機械、器具、材料、原料等の借賃、保証金あるいは敷金などの費用
- 資材、原料などの購入、商品の仕入などに要する費用（新規開業時のみ）

貸付条件

- 世帯（個人）単位での生業であること
- 事業規模は貸付限度額のおおむね3倍程度以内であること
- 借受人または世帯構成員が当該事業を行うための資格等を有していること

対象外

- ×会社組織（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等）
- ×法令等で認められていない事業形態、公序良俗に反する事業内容
- ×経常的経費
- ×軽自動車を使用して営む軽車両運送事業用以外の自動車の購入

※日本政策金融公庫の貸付制度等、他の貸付制度が優先です。商工会議所等にも事前に相談してください。



技能習得費 貸付限度額／低所得世帯：110万円以内 障がい者世帯：130万円以内

◎生業を営み、また就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費

対象経費

- 生業または就職するための知識、技能を習得するために通学する学校および教育支援資金では貸付対象にならない学校等の入学金、授業料、通学費、教材等の購入費用
- 障がい者または低所得世帯に属する者が運転免許を取得するための経費
- 技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費（生活費の算定基準は現状の生活水準を維持できる範囲とする）

対象外

- ×生業または就職することを前提としていない技能習得費（副業目的等）
- ×予備校、塾、海外留学、カルチャー教室またはこれに準ずるものにかかる費用
- ×技能習得期間が6ヶ月を超えるが、認可を受けていない学校に通学する場合

障がい者等福祉用具購入費 貸付限度額／170万円以内

◎障がい者または高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入に必要な経費

対象用具等

- 一般の福祉資金では対応のできない日常生活に必要な高額福祉用具
(オプスコープ(弱視用拡大読書器)、盲人ワープロ、油圧式リフト、肢体不自由者用クーラー、電動式ギャッジベッド、聴覚障がい者のための文字放送用テレビ、コミュニケーション機器等の購入等)

対象外

×レンタル料

福祉費(住宅) 貸付限度額／250万円以内

◎住宅を増築・改築・拡張・保全するために必要な経費

対象経費

- 一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費
- 高齢者や障がい者が住宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事
- 風雨被害のための住宅補強、土砂崩れ、石垣の崩れの補修、補強等の費用

対象外

×新築の場合

×修繕箇所に建物が含まれない場合

×借入申込者名義でない場合

緊急小口資金 貸付限度額／10万円以内

◎次に示す理由のいずれかにより緊急かつ一時的に少額の資金が必要になったとき
(原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の支援を受けていること)

- ア. 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- イ. 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ. 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- オ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ. 法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク. 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ケ. 事故等により損害を受けた場合による支出増
- コ. 社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払による支出増

教育支援費 月額／高校：3.5万円以内 短大：6.0万円以内 大学：6.5万円以内 ※受付は随時

◎低所得世帯に属する方が修学するのに必要な経費

対象となる学校・学科等

- 学校教育法に規定される学校で全日制・定時制・通信制の各課程
- 高等学校(中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高等部、専修学校の高等課程を含む)、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程
- ※専修学校の専門課程については、職業に必要な技術の教授を目的とする学科(工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科または服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科)で、修業年限が本科は2年以上、専攻科・研究科は本科と継続関係にある1年以上に限りま。

対象経費

- 授業料、施設整備費、実験実習費、部活動費および通学費、その他修学するのに必要な経常経費

対象外

×大学院、専修学校の一般課程および本科1年課程、日本国外の全ての学校への進学費用

×食費等を含む生活費

×併願校の入学金など、実際に進学しない学校に関する一切の経費

※入学時であれば「就学支度費」との重複貸付が可能です。

就学支度費 貸付限度額／50万円以内 ※受付は入学時のみ

◎低所得世帯に属する方が入学に際し必要な経費

対象経費

- 入学金、教科書、参考書、学用品、制服、体育着、靴、通学用自転車等の経費
- ※「教育支援費」との重複貸付が可能です。授業料等の経常経費は教育支援費の対象とします。

不動産担保型生活資金 (一般世帯向け)

貸付対象：低所得の高齢者世帯(原則65歳以上)
対象不動産：土地の評価額が1,000万円以上

- ◎単独で所有している居住用不動産に今後も居住する意思があり、市町民税が非課税程度の低所得世帯に対して、対象不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

貸付期間：借受人の死亡時までの期間または貸付元金金が貸付限度額に達するまで
貸付限度額：土地の評価額の70%程度、かつ30万円以内/月

要保護世帯向け 不動産担保型生活資金

貸付対象：要保護の高齢者世帯(原則65歳以上)
対象不動産：土地+建物の評価額が500万円以上

- ◎単独で所有している居住用不動産に今後も居住する意思があり、本資金を利用しなければ生活保護を受けなければならないと社会福祉事務所が認めた世帯に対して、対象不動産を担保として生活費を貸し付ける資金

貸付期間：借受人の死亡時までの期間または貸付元金金が貸付限度額に達するまで
貸付限度額：土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅は50%)、かつ生活扶助額の1.5倍以内/月

7 償還について

- 原則、口座振替により、月賦償還でご返済していただきます。端数は最終回で調整します。
- 有利子の資金は元利均等償還(総利子額を償還回数で割り返した金額を毎月返済)となります。
- 最終償還期限を過ぎた場合、残元金に対して年利10.75%の延滞利子が加算されます。
- 返済にかかる手数料(口座振替手数料、振込手数料)は借受人側で負担していただきます。



貸付金交付



据置期間
(無利子)



償還開始



月賦償還



償還完了



借用書返却

(口座振替/毎月25日)

8 お申し込みに当たってご注意いただくこと

- 借り入れのご相談、お申し込みはお住まいの市町社会福祉協議会、または民生委員が窓口となります。
- ご相談、お申し込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報を取得、利用します。
- お申し込みの際は借入申込書のほか、収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を提出していただきます。
- 外国人については永住権を取得している場合のみ貸付対象となります(総合支援資金を除く)。
- 指定暴力団の構成員(構成員でなくなってから5年未満含む)が属している世帯は対象となりません。
- 支払い済みの経費は原則貸付対象外です。また、貸付決定が出る前に注文、契約、購入、納品、転居等を済ませている場合も貸付対象外となります(葬祭費における注文、緊急小口資金の一部および就学支度費における制服等の注文は除く)。後日、貸付決定前に支払いを済ませている、あるいは注文済み等の事実が判明した場合、貸付決定を無効とし、貸付交付後であれば直ちに全額一括返済していただきます。また、貸付金を目的外に使用していることが判明した場合も同様に一括返済となります。
- 多重、高額債務者(税金、公共料金、社会保険料、家賃等の滞納を含む)および債務整理中の場合は、対象となりません。
- 他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や借り換えに当たる場合も貸付対象外です。



※本パンフレットに記載されている事項以外にも資金種類ごとに条件等があります。市町社会福祉協議会で確認してください。

災害援護資金についての詳細は専用パンフレットをご覧ください。

ご相談・お問い合わせはお住まいの **市町社会福祉協議会へ**

お問い合わせはお住まいの市町社会福祉協議会まで							
No	連絡先名	住 所	T E L	No	連絡先名	住 所	T E L
1	桑名市社会福祉協議会	桑名市常盤町51 桑名市総合福祉会館内	0594-22-8311	15	大台町社会福祉協議会	多気郡大台町粟生1010番地 大台町地域福祉センター内	0598-83-2862
	桑名支所	桑名市常盤町51 桑名市総合福祉会館内	0594-22-8218	16	伊勢市社会福祉協議会	伊勢市御園町長屋2767番地 ハートプラザみその内	0596-20-8610
	多度支所	桑名市多度町多度1-1-1 多度すこやかセンター内	0594-49-2029		伊勢支所	伊勢市八日市場町13-1 伊勢市福祉健康センター内	0596-27-2425
	長島支所	桑名市長島町松ヶ島53番地2 長島福祉健康センター内	0594-42-2110		二見支所	伊勢市二見町茶屋456-2 ふれあいプラザ内	0596-43-5551
2	いなべ市社会福祉協議会	いなべ市大安町大井田2704 大安老人福祉センター内	0594-78-3543		小俣支所	伊勢市小俣町元町536番地 伊勢市小俣保健センター内	0596-27-0509
	北勢支所	いなべ市北勢町阿下喜2624-2 北勢福祉センター内	0594-72-7788		御園支所	伊勢市御園町長屋2767番地 ハートプラザみその内 北側駐車場事務所様	0596-22-6617
3	木曽岬町社会福祉協議会	桑名郡木曽岬町大字和泉303-3 木曽岬町立輪心乃里内	0567-68-2760	17	鳥羽市社会福祉協議会	鳥羽市大明東町2-5 鳥羽市保健福祉センターひだまり内	0599-25-1188
4	東員町社会福祉協議会	員弁郡東員町大字山田2013 東員町ふれあいセンター内	0594-76-1560	18	志摩市社会福祉協議会	志摩市磯部町迫間22 磯部農業就業改善センター内	0599-56-1600
5	四日市市社会福祉協議会	四日市市諏訪町2番2号 四日市総合会館内	059-354-8265		浜島支所	志摩市浜島町松山路3 浜島地域福祉センターさくら苑内	0599-53-1726
6	菟野町社会福祉協議会	三重郡菟野町大字淵田1281 菟野町保健福祉センターけやき内	059-394-1294		大王支所	志摩市大王町波切3243-1 大王地域福祉センターゆうゆう苑内	0599-72-4800
7	朝日町社会福祉協議会	三重郡朝日町大字小向891-5 朝日町保健福祉センターさわか村内	059-377-2941		志摩支所	志摩市志摩町和具1066 旧志摩保健センター内	0599-85-6511
8	川越町社会福祉協議会	三重郡川越町豊田一色314 いきいきセンター内	059-365-0024		阿児支所	志摩市阿児町鶴方3098-1 阿児健康福祉センターサンライフあご内	0599-44-1101
9	鈴鹿市社会福祉協議会	鈴鹿市神戸地子町383-1 鈴鹿市社会福祉センター内	059-382-5971		磯部支所	志摩市磯部町迫間955 磯部健康福祉センターかがやき内	0599-55-3885
10	亀山市社会福祉協議会	亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内	0595-82-7985	19	玉城町社会福祉協議会	度会郡玉城町勝田4876-1 玉城町保健福祉会館内	0596-58-6915
11	津市社会福祉協議会	津市大門7-15 津センターバレス3階	059-246-1165	20	度会町社会福祉協議会	度会郡度会町棚橋1202 度会町地域福祉センター内	0596-62-1117
	津支部	津市大門7-15 津センターバレス3階	059-213-7111	21	南伊勢町社会福祉協議会	度会郡南伊勢町五ヶ所浦2928番地 南伊勢町福祉健康ランド3階	0599-66-1211
	久居支部	津市久居東鷹跡町20-2 久居総合福祉会館内	059-256-1202		南勢支所	度会郡南伊勢町五ヶ所浦2928番地 南伊勢町福祉健康ランド3階	0599-66-1211
	河芸支部	津市河芸町浜田868 河芸ほほえみセンター内	059-245-8888		南島支所	度会郡南伊勢町村山1132番地の1 ふれあいセンターななとう内	0596-76-1500
	芸濃支部	津市芸濃町棕本6141-1 芸濃保健福祉センター内	059-265-4531	22	大紀町社会福祉協議会	度会郡大紀町錦736-7 紀勢保健センター内	0598-73-3227
	美里支部	津市美里町三郷46-3 美里社会福祉センター内	059-279-3366	23	伊賀市社会福祉協議会	伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階	0595-21-5866
	安濃支部	津市安濃町東観音寺418 サンヒルズ安濃内	059-268-5804		上野支所	伊賀市上野中町2976-1 上野ふれあいプラザ3階	0595-21-5866
	香良洲支部	津市香良洲町2167 サンデルタ香良洲内	059-292-7711		伊賀支所	伊賀市愛田513 いがまち保健福祉センター愛の里内	0595-45-1012
	一志支部	津市一志町井関1792 とことめの里一志内	059-295-0066		島ヶ原支所	伊賀市島ヶ原4743 島ヶ原老人福祉センター清流内	0595-59-3132
	白山支部	津市白山町川口892 白山保健福祉センター内	059-262-7029		阿山支所	伊賀市馬場1128-1 阿山保健福祉センター内	0595-43-1854
	美杉支部	津市美杉町奥津929 美杉高齢者生活福祉センター内	059-274-0023		大山田支所	伊賀市平田656-1 大山田福祉センター内	0595-47-0780
12	松阪市社会福祉協議会	松阪市殿町1360-16 松阪市社会福祉会館内	0598-21-1487	24	青山支所	伊賀市阿保1988-1 青山福祉センター	0595-52-2999
	松阪支所	松阪市殿町1360-16 松阪市社会福祉会館内	0598-25-2770	24	名張市社会福祉協議会	名張市丸之内79番地 名張市総合福祉センターふれあい内	0595-64-1526
	嬉野支所	松阪市嬉野権現前町423-9 嬉野社会福祉センター内	0598-42-2718	25	尾鷲市社会福祉協議会	尾鷲市栄町5番5号 尾鷲市福祉保健センター内	0597-22-3246
	三雲支所	松阪市曽原町2678 ハートフルみくも保健福祉センター内	0598-56-7247	26	紀北町社会福祉協議会	北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島209-9 紀北町社会福祉会館内	0597-47-0725
	飯南支所	松阪市飯南町横野885 飯南ふれあいセンター内	0598-32-4630		海山支所	北牟婁郡紀北町海山区相賀488-1	0597-32-3355
	飯高支所	松阪市飯高町富永72-1 飯高高齢者生活福祉センター内	0598-45-1125	27	熊野市社会福祉協議会	熊野市井戸町1150 熊野市保健福祉センター内	0597-89-5000
13	多気町社会福祉協議会	多気郡多気町四足田587-1 多気町地域福祉センター天啓の里内	0598-38-8090	28	御浜町社会福祉協議会	南牟婁郡御浜町大字下市木2040 御浜町福祉健康センター内	05979-2-3813
14	明和町社会福祉協議会	多気郡明和町大字馬之上917-1 福祉サービスセンター明和の里内	0596-52-7056	29	紀宝町社会福祉協議会	南牟婁郡紀宝町鵜殿1074-1 紀宝町福祉センター内	0735-32-0957

お申し込み時にご用意いただく書類（不動産担保型生活資金を除く）

- ◎顔写真付き身分証明書の写し
- ◎健康保険証の写し
- ◎世帯全員分の住民票
- ◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- ◎収入が確認できる書類
- ◎その他各資金に必要な書類

※連帯借受人、連帯保証人がいる場合は上記の書類がそれぞれ必要になります。

詳しくは相談窓口にてご確認ください。

※必要に応じて、この他にも書類を提出していただくことがあります。



社会福祉
法人

三重県社会福祉協議会

津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉会館内
TEL059-227-5145 FAX059-227-8155